



安全衛生通信

【令和6年3月号】

札幌中央労働基準監督署

新年度に向けて

労働災害を効果的に防止するためには、各事業場において安全衛生管理体制の確立を図り、経営トップが方針を決定して年間を通じてP（計画）D（実施）C（評価）A（改善）のサイクルに基づく安全衛生管理活動を継続して実施するようお願いします。

また、**年間の安全衛生管理計画の作成においては、以下の事項にも留意して安全衛生活動を展開願います。**



- ◆ 雇入れ、又は作業内容を変更したときは当該労働者に対して安全衛生教育を行いましょ。
- ◆ 新年度に向けて労働者の免許等の資格を管理・把握するため、**資格を原本により確認**しましょ。
- ◆ 労働安全衛生法第61条に基づき、免許等が必要な作業を行う際には、**免許証等を携帯させてください。**
- ◆ 健康診断の結果、有所見者に対して医師から意見（通常業務可・要就業制限・要休業等）を聴取し必要な措置を講じてください。



化学物質の法令改正(抜粋)

1 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に対して、その物質の有害性に応じて、適切な保護具を使用させなければならない。

適切な保護具 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物など

2 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに選任します。
- 一般消費者の生活用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

リスクアセスメント対象物を製造する事業場

化学物質管理者専門的講習の修了者

リスクアセスメント対象物を製造する事業場以外の事業場

資格要件なし(化学物質管理者専門的講習の受講を推奨)



呼吸用保護具(例)
【取り換え式・半面形面体】

3 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- 保護具着用管理責任者選任時研修の修了者(以下の要件に該当する者でも受講することが望ましい)
- 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- 第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- 特定化学物質、鉛、四アルキル鉛及び有機溶剤の作業主任者技能講習修了者
- 安全衛生推進者選任時講習の修了者及び安全衛生推進者の選任に関する要件に該当する者

令和6年4月1日施行



上記の詳細が記載されている厚生労働省のリーフレットは、左のQRコードからダウンロードできます。

この情報の詳細については、札幌中央労働基準監督署
(:011-737-1192)までお問い合わせください。